

令和 7 年度 猪名川河川愛護モニター募集要項

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川に関する地域の要望、意見を十分に把握し、より適正な河川管理の実施及び河川愛護思想の普及に資するべく河川愛護モニター制度を実施しています。モニターは公募制で、1 年間の活動を通して河川行政と地域の方々との交流に協力していただきます。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とします。定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対して直接 注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

ア. 次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月 1 回の定期と随時）していただきます。

- ① ごみ等の投棄、河川伏流水や施設等について、異常を発見した場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象
- ③ 近隣の方等からの河川管理、河川利用等に関する特段の要望
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる事項

イ. 上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。（余暇時間に対応できるような範囲です。）

2. 活動範囲

猪名川河川事務所管理区間（神崎川合流点付近から川西市滝山町地先付近）のうち

- ①猪名川 川西市域
- ②猪名川 池田市域
- ③猪名川 伊丹市域
- ④猪名川 藻川分派点付近から下流端
- ⑤藻 川 猪名川分派点付近から猪名川との合流点

をそれぞれ担当していただきます。

採用者数及び居住地等により変更することがあります。

3. 応募資格

猪名川・藻川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記 2 の活動範囲において上記 1 の活動内容を実行できる活動力を有する方で、川西市、池田市、豊中市、伊丹市、尼崎市に居住もしくは、勤務されている 18 歳以上の方。

4. 委嘱方法と任期

猪名川河川愛護モニターは、近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 1 年間です。

5. 募集人員

若干名（５名程度）

6. 手当

月額４，５８０円（予定）

7. 選考方法

- ① 応募者多数の場合は、応募資格を踏まえ、希望活動範囲、居住地等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考については、猪名川河川事務所に設ける選考委員会により、書類審査にて実施します。
- ② 選考結果は郵送にて応募者に通知します。

8. 応募方法

下記応募フォームで応募していただくほか、別紙応募用紙等に必要事項を記入の上、令和７年５月３１日までに（必着）、下記応募先宛て郵送又はFAXして下さい。

６月中旬に選考結果を応募者宛に発送致します。

令和７年度猪名川河川愛護モニターの委嘱状交付及び説明会は、７月上旬に猪名川河川事務所にて開催を予定しています。

9. その他

モニター報告は、現地撮影した写真を所定の様式又は任意様式で、パソコンもしくはスマホによりメールで報告していただくことになりますので、それらの操作ができる方。

10. 応募先、問い合わせ先

〒５６３－００２７ 池田市上池田２丁目２番３９号

猪名川河川事務所 工務課

電話番号：０７２（７５１）１１１１

FAX番号：０７２（７５３）８４７２

HP：<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.html>



応募フォーム